

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆ 多 久 市 議 会 定 例 会 議 案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 7 年 6 月 2 日 提出

多 久 市

目 次

ページ

議案甲第 2 3 号	多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 4 号	財産の取得について……………	6
議案乙第 1 6 号	令和 7 年度多久市一般会計補正予算（第 1 号）……………別冊	
報告第 1 号	令和 6 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	8
報告第 2 号	令和 6 年度多久市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	1 1
報告第 3 号	令和 6 年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について……………	1 3
報告第 4 号	令和 7 年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について……………	1 4
報告第 5 号	令和 6 年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について……………	1 5
報告第 6 号	令和 7 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について……………	1 6
報告第 7 号	令和 6 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算について……………	1 7

報告第 8 号	令和 7 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について……………	1 8
---------	--	-----

議案甲第 23 号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年多久市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とし、第 17 条の 2 を第 17 条の 3 とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、多久市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年多久市条例第 17 号）第 24 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 多久市職員の育児休業等に関する条例第 24 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 多久市職員の育児休業等に関する条例（平成4年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間休暇条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する

同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、
当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に
10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第 23 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 23 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条による改正後の多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第 3 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条による改正後の多久市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

仕事と生活の両立支援を推進するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年多久市条例第 3 号)第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

- | | | | |
|---|------------|---|------------------------|
| 1 | 購入する物品及び数量 | タブレットパソコン | 1, 3 9 8 台 |
| 2 | 購入予定価格 | 5 6, 0 0 6, 6 7 6 円
(うち消費税額 5, 0 9 1, 5 1 6 円) | |
| 3 | 購入の相手方 | 住所 | 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田 9 0 2 番地 |
| | | 氏名 | 株式会社 学映システム |
| | | 代表取締役 | 岡村 祐臣 |

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

取得の明細

品名	規格	数量	単位	備考
タブレットパソコン (タッチペン込)	Lenovo 300w 2-in-1 Gen5	1,398	台	OS : Windows11 ProEducation (インストール済)

報告第 1 号

令和 6 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

令和6年度 多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国支出金	県支出金	地方債		
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	定住促進事業	23,080,000	3,000,000						3,000,000
		低所得者支援及び定額減税補足給付金事業	1,835,000	1,835,000						0
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（物価高騰対策給付金）	86,938,000	34,848,000		34,848,000				0
		基幹系V D I導入事業	4,070,000	4,070,000						4,070,000
		第四次住基ネット更改事業	11,187,000	11,187,000						11,187,000
4 衛生費	1 保健衛生費	多久小城医療組合負担金	521,400,000	521,400,000			521,400,000			0
6 農林業費	1 農業費	農業用施設整備事業	724,000	724,000			540,000			184,000
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業	15,300,000	15,300,000			10,500,000		2,700,000	2,100,000
	2 林業費	森林環境保全整備事業	17,248,000	5,061,000			2,530,000			2,531,000
		ふるさとの森林づくり事業	8,255,000	4,510,000			4,510,000			0
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	2,711,000	600,000						600,000
		社会資本整備総合交付金事業（道路事業）	16,036,000	9,625,000		4,643,000		2,100,000		2,882,000
		道路メンテナンス事業	97,625,000	29,290,000		15,531,000		10,200,000		3,559,000

8 土 木 費	3 河 川 費	市 河 川 補 修 事 業	2, 449, 000	2, 449, 000																2, 449, 000
		排 水 路 維 持 事 業	989, 000	989, 000																989, 000
		急傾斜地崩壊防止事業	27, 900, 000	27, 900, 000											13, 900, 000			6, 900, 000		7, 100, 000
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 (都市公園整備事業)	17, 621, 000	17, 621, 000											7, 310, 000			6, 600, 000		3, 711, 000
	5 住 宅 費	市営砂原団地改修事業	116, 969, 000	116, 969, 000											27, 689, 000			89, 200, 000		80, 000
10 教 育 費	3 社会教育費	文化財収蔵庫新設事業	26, 257, 000	26, 257, 000														21, 800, 000		4, 457, 000
	4 保健体育費	体育施設下水道接続事業	49, 159, 000	35, 416, 000														33, 700, 000		1, 716, 000
		現年発生農地災害復旧事業	4, 400, 000	4, 400, 000															92, 000	93, 000
11 災害復旧費	2 農林業施設災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	12, 000, 000	12, 000, 000															72, 000	72, 000
		現年発生林道災害復旧事業	37, 600, 000	28, 827, 000														1, 600, 000		5, 861, 000
		現年発生公共土木施設災害復旧事業	3, 247, 000	3, 247, 000											1, 898, 000			900, 000		449, 000
	3 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業	8, 000, 000	8, 000, 000																8, 000, 000
計			1, 113, 000, 000	925, 525, 000	0									93, 754, 000				694, 400, 000	2, 864, 000	65, 090, 000

報告第 2 号

令和 6 年度多久市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度多久市下水道事業会計予算の一部を繰り越したので、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

令和6年度 多久市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						既収入特定財源	国支出金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	資本的支出	2 建設改良費	322,320,000	22,293,700	299,325,000	円	円	円	円	701,300	円	※下記へ記載
	計		322,320,000	22,293,700	299,325,000	60,015,003	108,832,000	130,100,000	377,997	701,300		

※説明
う回路や交通規制に関する地元調整に時間を要したため

報告第3号

令和6年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和7年6月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第4号

令和7年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和7年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和7年6月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 5 号

令和 6 年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 6 号

令和 7 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 7 号

令和 6 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び
決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 6 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算につ
いて別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 8 号

令和 7 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び
予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 7 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算につ
いて別冊のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦